未定稿

# ポジティブリスト制・暫定基準設定における ミネラルウォーター類の取扱いについて(案)

食品に残留する農薬等ポジティブリスト制においては、ミネラルウォーター類も規制対象となることから、コーデックス基準の設定状況を鑑み、<u>ミネラルウォーター類ついて、WHO飲料水ガイドラインに定める基準に基づき、暫定基準(別紙)を設定する</u>こととする。

なお、基準を設定するもの以外の加工食品の適否の判断にあたっては、水について、 この基準を参考にするものとする。

(参考)コーデックスでは、ナチュラルミネラルウォーター以外のパッケージドウォーターに関する規格において、化学物質等に関して「世界保健機関(WHO)が発行する最新の「飲料水水質ガイドライン」の健康関連要件に従うものととする。」と規定している。同ガイドラインでは、農薬に該当する化学物質38項目に基準が設けられている。

# ミネラルウォーター類の暫定基準(案)

(単位 mg/L)

項目	暫定基準値	WHO 飲料水 ガイドライン
アラクロル	0.02	0.02
アルディカーフ	0.01	0.01
アルドリン/ディルドリン	0.00003	0.00003
アトラシン	0.002	0.002
カルホ・フラン	0.007	0.007
クロルデン	0.0002	0.0002
クロロトルロン	0.03	0.03
クロルビリホス	0.03	0.03
シアナシン	0.0006	0.0006
2,4-D	0.03	0.03
2,4-DB	0.09	0.09
DDT 及び代謝物	0.001	0.001
1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン	0.001	0.001
1,2-ジプロモエタン	0.0004	0.0004
1,2-ジクロロプロパン	0.04	0.04
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.02	0.02
シ`クロロプロップ	0.1	0.1
ジメトエート	0.006	0.006
エンドスルファン		必要無し
エンドリン	0.0006	0.0006
フェニトロチオン(MEP)		必要無し
フェノフ゜ロッフ゜	0.009	0.009
<b>グリ</b> ホサート		必要無し
イソプロツロン	0.009	0.009
リンテン	0.002	0.002
マラソン(マラチオン)		必要無し
MCPA	0.002	0.002
メコプロップ(MCPP)	0.01	0.01
メトキシクロル	0.02	0.02
メトラクロル	0.01	0.01
モリネート	0.006	0.006
ペンディメタリン	0.02	0.02
ペンタクロロフェノール	0.009	0.009
ピリプロキシフェン	0.3	0.3
シマシ <sup>゚</sup> ン(CAT)	0.002	0.002
2,4,5-T	0.009	0.009
テルブチラシン	0.007	0.007
トリフルラリン	0.02	0.02

### (参考)

# ボトルド・パッケージドウォーターに関するコーデックス規格 (ナチュラルミネラルウォーター以外) CODEX STAN, 227-2001

## 抜粋

## (仮訳)

- 3.2 パッケージドウォーターの化学物質及び放射性物質に関する品質
  - 3.2.1 化学物質及び放射性物質に係る健康関連限度値

パッケージドウォーターは、健康に害を及ぼす可能性のある量の物質を含んだり、あるいは放射線を放射したりしてはならないものとする。この趣旨から、<u>すべてのパッケージドウォーターは世界保健機関が発行する最新の「飲用水水質ガイドライン」の健康関連要件に従うものとする。</u>

## (原文)

### 3.2 CHEMICAL AND RADIOLOGICAL QUALITY OF PACKAGED WATERS

### 3.2.1. Health-related Limits for Chemical and Radiological Substances

No packaged water shall contain substances or emit radioactivity in quantities that may be injurious to health. To this effect, <u>all packaged water shall comply with the health-related requirements of the most recent "Guidelines for Drinking Water Quality"</u> published by the World Health Organization.